

## 第14章 水防報告

### 1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動を実施した河川名およびその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 町の職員及び消防機関に属する者の出動時間及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用機材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

※資料編11-34：水防活動実施報告書

### 2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、水防活動実施報告書（資料編11-34）及び水防活動状況報告書（資料編11-35）を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

※資料編11-34：水防活動実施報告書

※資料編11-35：水防活動状況報告書